

令和 7 年第 4 回定例会

総務企画常任委員会会議概要

委 員 長 奈 良 祥 孝

副 委 員 長 蟙 名 和 子

1 開催日時 令和7年12月11日（木曜日）午前10時20分～午前10時50分

2 開催場所 第3委員会室

3 審査案件

- (1) 議案第151号 青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
(2) 議案第152号 青森市職員等の旅費に関する条例及び青森市費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
(3) 議案第190号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について

【拳手による報告】

- (1) 青森県東方沖の地震に係る被害等の状況について

○出席委員

委員長 奈良祥孝	委員 天内慎也
副委員長 蛯名和子	委員 館山善也
委員 中田靖人	委員 奈良岡隆
委員 軽米智雅子	委員 大矢保

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

総務部長 小野正貴	総務部次長 越後谷和人
総務部理事 村上靖	危機管理監 鈴木健仁
企画部長 金谷浩光	企画部次長 沢木正明
企画部理事 中村敦	税務部次長 工藤健志
税務部長 横内修	総務課長 藤林靖幸
会計管理者 斎藤賢剛	納税支援課長 佐々木潤一
選挙管理委員会事務局長 柴田一史	人事課長 村田幸長
監査委員事務局長 遠嶋祥剛	関係課長等

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 久保拓哉 議事調査課主幹 風晴英樹

○奈良祥孝委員長 ただいまから、総務企画常任委員会を開会いたします。

なお、本日は、浪岡振興部長が民生環境常任委員会において、付託議案の審査に係る説明を行うため、欠席となっております。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案3件について、ただいまから審査いたします。

まず、議案第151号「青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第151号「青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

本条例は、「1 制定理由」に記載のとおり、本年8月8日の人事院勧告及び10月6日の青森県人事委員会勧告を勘案いたしまして、職員の給料月額等の改定を行うため、関係条例を改正しようとするものであります。

「2 改正対象条例」でありますが、資料記載のとおり青森市職員の給与に関する条例ほか3条例となります。

「3 主な改正内容」につきまして、1つは、「ア 給料表の改定」であります。

行政職給料表につきましては、高卒程度初任給の月額19万4500円から20万6700円に1万2200円の引上げ、大卒程度初任給の月額22万5600円から23万7600円に1万2000円の引上げをはじめ、若年層に重点を置きながら、全体で平均3.05%の引上げ改定を行おうとするものであります。

その他、公安職、教育行政職、医療職、任期付研究員及び任期付職員のうち特定任期付職員の給料表につきましても、行政職給料表との均衡を考慮して改定するものであります。

なお、任期付研究員及び特定任期付職員につきましては、該当する職員はいずれもおりません。

次に、2ページを御覧ください。

「イ 期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定」でありますが、民間の支給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数をそれぞれ、一般職員及び特定任期付職員につきましては、期末手当を0.025月、勤勉手当を0.075月と、それぞれ引き上げ、再任用職員につきましては0.025月ずつ引き上げようとするものであります。

また、任期付研究員につきましては、期末手当を0.05月引き上げ、特別職及び市議会議員の皆様につきましては、期末手当の年間の支給月数を0.10月引き上げようとするものであります。

支給月につきましては、令和7年度は、年間の引上げ分を12月支給分で、令和8年度以降につきましては、年間の支給分を6月と12月に支給分が均等となるよう支給することとしております。

なお、会計年度任用職員の支給月数につきましては、資料記載のとおり、一般職員と同様の支給月数とするものであります。

次に、3ページを御覧ください。

「ウ 宿日直手当の改定」でありますが、宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、普通宿日直を4400円から4700円に、医師宿日直を3万円から3万1500円に引き上げようとするものであります。

「4 施行期日」でありますが、令和7年度に係る改定は、公布の日から施行とし、令和7年4月1日に遡及して適用し、令和8年度以降に係る期末・勤勉手当の支給月数の改定は、令和8年4月1日から施行することとしております。

なお、今回の改定による令和7年度の影響額は、1年度で7億3319万5000円となり、会計年度任用職員に係る影響額は、2億5577万3000円を見込んでおります。

「6 その他」でありますが、通勤手当につきまして、青森県人事委員会勧告を勘案して、自動車等使用者に対する支給額の上限を引き上げ、駐車場等の利用に対する通勤手当の新設を予定しておりますが、現在、青森県より給与条例に基づく人事委員会規則の改正の原案が届いておらず、距離区分等の詳細が確認できていませんため、令和8年第1回定例会に改正案の提出を予定しております。

続きまして、資料2を御覧ください。

資料2は、改正条例案の新旧対照表となっております。

1ページから2ページの第1条関係は、令和7年度に係る青森市職員の給与に関する条例の改正案であり、3ページの第2条関係は令和8年度以降に係る青森市職員の給与に関する条例の改正案となっております。

同様に、4ページの第3条関係及び5ページの第4条関係は、国または地方公共団体が設置する公設試験研究機関の研究業務に従事する職員の採用等について規定する一般職の任期付研究員の採用等に関する条例、6ページの第5条関係及び7ページの第6条関係は、弁護士などの高度な専門的な知識・経験を有する者の採用等について規定する一般職の任期付職員の採用等に関する条例、8ページの第7条関係及び9ページの第8条関係は、特別職及び議員の皆様の給与について規定する青森市特別職の職員の給与に関する条例の改正案となります。

以上、議案第151号「青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○奈良祥孝委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。大矢委員。

○大矢保委員 3ページの「6 その他」で、通勤手当の改定とありますが、市議会議員は通勤手当がないんですけれども、これについてどうお考えですか。

○奈良祥孝委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 通勤手当につきましては、自動車等で通っている方が駐車場等を借りた場合、5000円を上限に通勤手当を支給します。これは民間で約7割の事業所が従業員用の駐車場等を用意していることや、従業員が借りている駐車場等を補助している事業所が多いということで、国に倣って、青森県、青森市も追加するというものです。

また、通勤区分ごとの金額につきましても、若干の引上げを行うという内容になっています。

以上でございます。

○奈良祥孝委員長 大矢委員。

○大矢保委員 そういう意味ではなく、市議会議員に通勤手当がないのですが、どういうことなのか、特別職の通勤手当の考え方をお聞きしています。

○奈良祥孝委員長 担当課長。

○村田幸長人事課長 特別職の通勤手当につきましては、市長、副市長、代表監査委員などの常勤の特別職は対象としておりますが、常勤的な勤務ではない特別職については、通勤手当の対象外ということになっております。

○奈良祥孝委員長 ほかに発言ありませんか。天内委員。

○天内慎也委員 毎回述べていますが、特別職の給与の引上げについては、市民の生活が大変なときに引き上げていいのかという思いはあります。意見です。

○奈良祥孝委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第151号は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

次に、議案第152号「青森市職員等の旅費に関する条例及び青森市費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 議案第152号「青森市職員等の旅費に関する条例及び青森市費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

本条例は、「1 制定理由」に記載のとおり、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに事務負担の軽減を図るため、本年4月1日、国家公務員等の旅費に関する法律が改正されたことを踏まえ、国、青森県との均衡を図るため、本市における

る旅費制度について同様の改正を行うものであります。

「2 主な改正内容」についてであります、初めに、「(1) 青森市職員等の旅費に関する条例の一部改正」のうち、「①旅費の種目と支給内容」について御説明申し上げます。

交通費の区分のうち、鉄道賃につきましては、現行は急行、座席指定利用に距離制限がありますが、これを廃止し、鉄道の利用に必要な費用を支給対象とするよう改正するものであります。

船賃につきましては、現行は、運賃等級がある場合は、職務の級に応じて等級区分が異なっておりますが、利用可能な区分を最下級を原則とし、必要に応じ座席指定料金等を追加するよう改正するものであります。

航空賃につきましては、現行は、現に支払った旅客運賃としておりますが、利用可能な区分を最下級を原則とし、必要に応じ座席指定料金等を追加するよう改正するものであります。

なお、特別職につきましては、最下級から最上級までの間で旅行目的等に応じ、最も経済的かつ合理的な区分を選択するものであります。

その他の交通費につきましては、現行は車賃といたしまして路程に応じ 1 キロメートル当たり 37 円の定額で支給しておりますが、県条例に準じ、これを 1 キロメートル当たり 25 円の定額へと変更いたしますとともに、レンタカ一代や駐車場代などは実費により支給できるよう改正するものであります。

次に、宿泊費等の区分のうち、宿泊費につきましては、現行は、職務の級に応じて 1 万 900 円から 1 万 4800 円の範囲で、一夜当たりの定額を支給する定額支給方式としておりますが、都道府県ごとに上限付の宿泊費基準額を設定し、宿泊費基準額内の実費支給方式とするよう改正するものであります。

参考といたしまして、上限となる宿泊費基準額の最高額は、東京都、埼玉県、京都府で、一般職は 1 万 9000 円、特別職は 2 万 7000 円、最低額は、福島県、鳥取県、山口県で、一般職は 8000 円、特別職は 1 万 1000 円とするものであります。

包括宿泊費につきましては、現行は規定がありませんが、パック旅行に要する費用を支給するために新設するものであります。

2 ページの宿泊手当につきましては、現行は、職務の級に応じて 2200 円から 3000 円までの範囲で、一日当たりの定額を日当として支給しておりますが、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための旅費として、職務の級にかかわらず、一律 2400 円を支給するよう改正するものであります。

食卓料につきましては、現行は宿泊料に食事料金が含まれていない場合に支給しておりますが、今般の改正により宿泊手當に含めたことに伴い、これを廃止するものであります。

次に、その他の種目の区分についてですが、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費は、それぞれ定額支給方式から実費支給方式へ改正するものであり、改正

内容は表に記載のとおりとなっております。

死亡手当につきましては、外国旅行中に死亡した場合に、職務の級に応じて、40万円から64万円までの定額等を支給しておりますが、職務の級にかかわらず、一律93万円を支給するよう改正するものであります。

次に、「②旅費の支給対象の見直し」につきましては、旅行者本人に対する旅費の支給に代えて、旅行代理店等に対する直接の支払いを可能とする規定を新設するものであります。

次に、「③市費の適正な支出の確保」につきましては、旅費を過大に受給した場合、旅費の返納を求めるとともに、旅行者の給与等からの控除を可能とする規定を新設するものであります。

以上が、「(1) 青森市職員等の旅費に関する条例の一部改正」の主な改正内容であります。

続きまして、「(2) 青森市費用弁償条例の一部改正」についてでありますが、ただいま御説明させていただきました青森市職員等の旅費に関する条例の一部改正と同内容の改正をするものであります。

「3 施行期日」でありますと、令和8年4月1日としております。

続きまして、資料2を御覧ください。

資料2は、改正条例案の新旧対照表でありますと、内容につきましては、ただいま御説明いたしました改正内容と重複いたしますので、説明は省略させていただきます。

以上、議案第152号「青森市職員等の旅費に関する条例及び青森市費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○奈良祥孝委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。大矢委員。

○大矢保委員 2ページ、「その他の種目」の中で、死亡手当を御遺族に93万円を支払うとなっていますが、93万円とした根拠は何ですか。

○奈良祥孝委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 基本的には、国に倣い、それを受けて県が改正し、それらに倣って93万円としたものですが、具体的な金額の設定の仕方については——すみません。

○奈良祥孝委員長 担当課、補足をお願いします。

○村田幸長人事課長 人事課でございます。

具体的な金額の根拠につきましては、国で算定しているものなので、我々は細かい積み上げを持っておりませんが、内容的には、外国でお亡くなりになると、遺体を飛行機に乗せて運ぶなどの費用がかかりますので、それらを勘案した経費という性質となっております。

○奈良祥孝委員長 大矢委員。

○大矢保委員 御遺体を飛行機で運ぶなどは分かるのですが、93万円の内訳はどうなっているのですか。

○奈良祥孝委員長 担当課。

○村田幸長人事課長 お亡くなりになった場合ですので、御遺族に払われる形になりますが、御遺族がその遺体を引き取るための旅費等や、御遺体を運ぶための運送費等の金額となります。

○奈良祥孝委員長 ほかに発言ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○奈良祥孝委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○奈良祥孝委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第152号は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

次に、議案第190号「青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。税務部長。

○横内修税務部長 議案第190号「青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について」御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

「1 青森県市町村総合事務組合について」は、地方公共団体がその事務の一部を共同処理するため、地方自治法第284条の規定に基づいて設置された一部事務組合であり、現在は、資料の中ほどにあります規約別表第1に記載される10市、30町村、20の一部事務組合、3つの広域連合の合計63団体が加入し、資料の下方にあります規約別表第2に記載の11項目の事務を共同処理しております。

本市は、規約別表第2の第10号、市町村税等の滞納整理に関する事務を共同処理するため、平成27年4月1日付で当組合の構成団体となっております。

次に、「2 地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」は、規約別表第2の第8号の事務を共同処理するために、本組合に加入しておりました黒石地区清掃施設組合が、ごみ処理広域化のため、令和8年3月31日をもって解散することとなりましたことから、規約から削除するものであります。

一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減または一部事務組合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により、関係地方公共団体の議決を経なければならないこととされており、令和7年10月20日付で、当組合から構成団体であります本市に、規約変更の協議依頼がありましたことから、本定例会

に提案したものであります。

なお、資料2として、青森県市町村総合事務組合規約の新旧対照表を添付しております。

以上、議案第190号「青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について」御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○奈良祥孝委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。天内委員。

○天内慎也委員 黒石地区清掃施設組合の廃止について、もう対応していると思うんですが、浪岡地区から勤務している職員がいると思うんですけども、その処遇は決まったのでしょうか。

○奈良祥孝委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 ただいまの御質疑にお答えいたします。

浪岡地区から勤務されている職員は5名いらっしゃいますが、そちらの方々については、面接をさせていただいて、来年度から青森地区で働いていただくということで決定しております。

以上です。

○奈良祥孝委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第190号は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)

○奈良祥孝委員長 そのほか、理事者側から報告事項などありませんか。総務部長。

○小野正貴総務部長 青森県東方沖地震に係る被害等の状況について御報告したいので、資料をお配りしてよろしいでしょうか。

○奈良祥孝委員長 お願いします。

〔議会事務局が資料を配付〕

○小野正貴総務部長 それでは、御説明いたします。

資料を御覧ください。

初めに、「1 災害の概要」につきましては、発生時刻が12月8日、23時15分頃、地震の規模を示すモーメントマグニチュードは7.4、発生場所は青森県東方沖、震源の深さは54キロメートル、この地震による最大震度は、八戸市で震度6強となり、本市では最大震度4となっております。

また、翌12月9日、2時に北海道・三陸沖後発地震注意情報が気象庁から発表されております。

次に、「2 被害の状況」につきましては、人的被害及び建物被害といたしまして、幸畠におきまして発生いたしました火災により、中等症1名、住家1棟が全焼、非住家1棟がぼやとなっております。

市有施設の被害につきましては、本庁舎の2階、3階の東側階段付近の通路上部にある化粧壁部分が破損いたしましたほか、一部の市有施設におきまして、壁やガラスの破損を確認しております。

こちらの詳細につきましては、後日、まとまりましたら、議員の皆様に報告したいと考えております。

また、その他の被害といたしまして、水道管からの漏水により、牛館地区におきまして最大約20世帯で断水が発生いたしました。なお、現在は、復旧済みとなっております。

次に、「3 市の対応」につきましては、地震発生直後から準備態勢を取り、災害状況等の情報収集を実施いたしましたほか、翌12月9日、2時には北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されましたことから、準備態勢から非常配備態勢1号に移行いたしますとともに、青森市警戒対策本部を設置いたしました。

また、先ほどの被害状況の際に報告いたしましたが、火災により、被災者4名が幸畠市民館に避難されましたことから、12月9日、1時40分に本市の備蓄物資からアルファ化米や水、毛布等を運搬いたしました。

最後に、「4 その他」といたしまして、12月9日、9時に青森県から市民病院に対し、むつ総合病院へのDMA Tの出動要請がありましたことから、同日9時50分に、医師1名、看護師2名、ロジスティクス2名がむつ市へ出発し、むつ総合病院から十和田市への患者搬送等の支援を行ったところであります。

このロジスティクスと申しますのは、情報収集、資機材の手配・運送、活動拠点の確保、関係機関との調整を行うなど、後方支援を包括的に行う者のこと指します。

説明は以上となります。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

ほかに発言ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○奈良祥孝委員長 また、委員の皆さんから御意見等ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○奈良祥孝委員長 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。
これにて本日の委員会を閉会いたします。

(会 議 終 了)